

イギリスにおけるGCSE試験制度の成立過程に関する 一考察

飯田，直弘
九州大学大学院人間環境学府教育システム専攻：修士課程2年

<https://doi.org/10.15017/7374731>

出版情報：国際教育文化研究. 5, pp.105-116, 2005-06-30. Comparative and International Education, Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



イギリスにおける GCSE 試験制度の成立過程に関する一考察

飯田直弘

はじめに

1986 年、イギリス¹ではそれまであった GCE-O レベル (General Certificate of Education Ordinary-level) 試験と CSE (Certificate of Secondary Education) 試験という二つの 16 歳時試験が統一され、GCSE 試験が導入された。

CSE 試験は中等学校の 3 分岐システムにおけるモダン・スクールの生徒を対象とした試験であり、GCE 試験はグラマー・スクールの生徒を対象としていた。1965 年以降、総合制中等学校 (comprehensive school) が普及していく中で、GCE 試験と CSE 試験は総合制中等学校内において並存することになる。その後、試験制度改革案が出され、現在の 16 歳試験である GCSE 試験が導入される。

本研究は、GCE-O レベル試験、CSE 試験、GCSE 試験の成立過程を明らかにし、16 歳試験制度の発展の過程について、試験の内容や方法、社会的役割などの点でどのように変化してきたのを明らかにする。

1. GCE-O レベル試験制度

(1) 『ノーウッド報告』における 3 分岐システムと中等教育試験制度改革の提案

1941 年、中等学校試験審議会 (Secondary School Examinations Council、以下 SSEC) 内に同審議会会長ノーウッド (C. Norwood) を委員長としてノーウッド委員会が設置された。ノーウッド委員会は、1943 年に『中等学校におけるカリキュラムと試験』 (*Curriculum and Examinations in Secondary Schools*、以下『ノーウッド報告』とする) という表題の報告書を提出した。この報告書は「中等学校を全ての者に」 (Secondary Education for all) の理念を実現すべく、戦後の新しい中等学校体制としてグラマー・スクール、テクニカル・スクール、モダン・スクールから構成される 3 分岐システム (tripartite system) を提案し、その中での試験制度のあり方の基本構造を示すものである²。

『ノーウッド報告』においては、中等教育段階における興味や適性、心的特性に即したカリキュラムの形成が目指された³。すなわち、中等教育段階における生徒は、①、「学習それ自体に興味をもち、論述の主旨を把握したり関連しあう論証を理解したりすることができる生徒」⁴、②「特に応用科学・技術の分野に関心と能力をもつ生徒」⁵、③「抽象概念よりは具体的事柄を

より容易に扱うことができる」⁶生徒に分類することができ⁷、それぞれの心的特性に適應するカリキュラムに対応する学校として、①グラマー・スクール、②テクニカル・スクール、③モダン・スクールの3タイプの学校が提案されている⁸。中等学校に進学する生徒は、11歳時のイレブン・プラス試験によって、上記の3つの中等学校に選別された。

以上のように、新しい中等学校のタイプが『ノーウッド報告』によって提案されたが、さらに同報告は、中等学校試験制度改革案について提案している。

後述する GCE 試験が導入される以前、イギリスには School Certificate 試験が存在した。この試験は 1917 年に導入され、戦前のグラマー・スクールを対象としていた。元来この試験は、①「中等教育における一般教育の『修了』証明」、②「大学・専門職団体等へのための準備教育としての中等教育の『修了』証明」という、2つの「修了」認定の機能をもっていたが⁹、次第に後者の機能に重点が置かれるようになっていった¹⁰。

このような状況が招いたのは、「一方において大学入学資格要件が試験要目 (syllabus) をとおしてもたらす履修科目の限定とカリキュラムの画一化であり、他方において資格要件への適応や高い水準での合格のための準備からもたらされる生徒達の心身への過度の負担と緊張であった」¹¹。

以上のような状況の中で、中等学校試験に関する抜本的改革を含む長期的政策を策定するための委員会を設けることが提案され、ノーウッド委員会が発足し、カリキュラムを拘束し教職の自由を制限する従来の校外試験に代わって、学校の教師自身によってシラバスと試験問題が設定される校内試験を実施することが提案された¹²。さらに、このような校内試験の結果は、生徒の学校生活における諸活動の記録とともに修了証化されることから¹³、前述した School Certificate における大学入学資格や就職資格としての選別的機能をその中心にするのではなく、中等教育における一般教育の「修了」証明をその中心機能とするものであると言える。

(2) GCE 試験制度の成立とその後の展開

『ノーウッド報告』の公表後、同報告の試験制度改革案に対する批判が大学、グラマー・スクール、外部試験実施団体等の関係者によってなされた。こうした状況の中、教育省は 1946 年 5 月、中等学校試験制度改革に関して、その実現可能性について検討することを SSEC に諮問した。SSEC の答申は 1947 年 8 月に『中等学校における試験 (Examinations in Secondary Schools)』(以下、委員長の名に従い『ホームズ報告』とする。)として公表された。

『ホームズ報告』は、生徒の学習活動を促進するための定期的な校内試験の実施とその結果を含む学校報告 (school report) の付与について提案する一方で¹⁴、16歳時の外部試験 (GCE 試験) についても提案している。その理由として、奨学金取得のための競争試験、大学入学や専門職就職を目指す者のための資格試験が必要であるとされた¹⁵。

以上のような校外試験 (GCE 試験) として、3つのレベル (O レベル、A レベル、S レベル) の試験が提案されており、16歳試験である GCE-O レベルについては、16歳までの幅広い一般的な中等教育を受けてきた生徒に対する¹⁶科目別試験 (subject examination) ¹⁷であり、その合格は従来の School Certificate 試験の優良 (credit) に相当するとされた。

その後教育省は、SSCE の校外試験に関する提案内容をほぼ全面的に受け入れ¹⁸、1948 年の通達 168 によって GCE 試験制度の導入を決定した。その結果、同試験は 1951 年から実施されることとなった。

以上のような流れで 1951 年から GCE・O レベル試験は実施に至り、「O レベルを含む GCE に関連させて大学入学と専門的職業就職のための資格要件が定められ」たこともあり、GCE・O レベル試験は中等学校に定着していった¹⁹。

このように新しく導入された GCE・O レベル試験は、グラマー・スクールの生徒にとっては、以前のスクール・サーティフィケートと変わらない試験であったが、第 4 学年 15 歳までのコースが主であるモダン・スクールの生徒にとっては、当初の 16 歳という受験年齢によって受験が困難であった²⁰。

しかし、モダン・スクールの生徒は以上の困難にも関わらず、グラマー・スクールと同じ資格を得ることによってその「威信」を得ることを求めた。その結果、モダン・スクールにおける生徒の GCE・O レベルの受験者数は増加することになった。この傾向は、GCE 試験団体として AEB (Associated Examining Board) が 1955 年から GCE 試験を実施したことや、モダン・スクール第 5 学年に GCE 試験準備コースとして拡張コース (extended course) が設置されたことによってさらに促進された。このような GCE・O レベル試験を受験するモダン・スクールの生徒の増加は、後述する CSE 試験の導入に影響を与えた。

(3) GCE・O レベル試験の概要

① 対象とする年齢、能力範囲

16 歳の生徒を対象とし²¹、「基本的には義務教育年限²²をこえて在学し、大学または専門的職業に進む者のために用意された校外試験」²³であり、対象とする生徒の能力範囲は同一年齢層中の能力上位 20～25%とされていた²⁴。つまりグラマー・スクールやパブリック・スクールの生徒を対象にしていたのである²⁵。

② 試験科目、評価方法、成績判定

試験科目に関しては、古典語、現代外国語、国語、歴史、地理、数学、物理、化学のようなアカデミックな科目だけでなく、木材加工、金属加工、手芸のような実地的な科目も含まれている。このように、グラマー・スクール向けのアカデミック科目だけでなく、モダン・スクール (テクニカル・スクール) 向けの実地的な科目も設置された理由として、本来は大学入学資格であった GCE がそれ以外の教育機関への入学や就職の要件となってきたため、大学入学者の選抜のための試験内容、シラバスを設定するだけでは新たな必要性を満たせなくなったからである²⁶。しかし、このように試験科目が多様化されたとしても、それは大学入学資格としての水準の維持を前提としている²⁷。

評価方法に関しては、「概して筆記中心の学力試験となっている」が、外国語などは口述試験が、技術関係の科目では実技試験なども併用されており²⁸、また継続的評価を行う方法もある²⁹。

GCE 試験の成績判定に関しては、当初は、O レベルでは 1 から 6 までのグレードが合格、7 ～9 グレードが不合格となっていたが、その後 1974 年 4 月になって教育科学大臣はスクール

ズ・カウンシル³⁰の勧告を受け入れ、1975 年より O レベルの科目成績はグレード A、B、C、D、E として公表されるようになった。そのうち、グレード A、B、C は従来の合格水準に相当するものである³¹。

③ 試験団体

全国で 8 つの試験団体によって実施され、合格した各科目について証書（certificate）が授与される。ウェールズの試験団体を除いて、受験者は自分の居住している地域や通学する学校の所属地域とは無関係にどの試験団体の実施する試験でも自由に受験できる。

また、「GCE 試験団体の管理機関は過半数が大学関係者で占められ、またそこに含まれる学校教員もイギリスにおけるいわゆる伝統的教育部門（educational establishment）関係者を主体として」おり、「全体として大学主導の下に」試験が実施されていた³²。

④ 試験方式

GCE の試験方式には後述する CSE 試験と同じく、モードⅠ、モードⅡ、モードⅢの 3 方式がある。各モードの特徴については以下の表 1-1 のとおりである。

表 1-1 GCE の試験方式

	シラバスおよび評価 方法の決定主体	評価の実施主体	グレードの認定主 体
モードⅠ	試験団体	試験団体の任命す る試験官	試験団体
モードⅡ	学校または学校群	試験団体の任命す る試験官	試験団体
モードⅢ	学校または学校群	学校または学校群	試験団体

（出典：山村、1984 年、160 頁。）

このように、試験方式として 3 つのモードが存在したが、GCE-O レベル試験における試験方式はほとんどがモードⅠによるものであった³³。モードⅢの採用が少ない理由として、①水準維持のための技術的・財政的問題が存在したこと³⁴や、②大学入学資格要件としての伝統的な権威を維持してきた試験団体が学校内部の試験（モードⅢ）の採用に対して消極的であったこと³⁵が挙げられる。

2. CSE 試験制度

（1） CSE 試験制度の成立過程

GCE-O レベル試験については、前述したように、アカデミックな科目だけでなく実際的な科目も設置されていた。しかし、GCE 試験は「もともと大学入学資格試験であって、アカデミックな能力を評価するには適しているが、実際的な知識や技量を評価するには適していないうらみがあった」³⁶。このようなアカデミック偏重の傾向に対峙する形で改革が志向され、CSE

試験制度が導入されることになる³⁷。

また、中等教育の3分岐システムに関連させて述べるならば、アカデミック試験としての傾向が強い GCE 試験の対象外とされたモダン・スクールとテクニカル・スクールの生徒に、何らかの資格を取得させるための措置が要求されるようになったのである。これに応ずる形で、多くのモダン・スクールでは、当時の義務教育年限である15歳を越えて、16歳まで学校にとどまる生徒のために GCE 試験向けのコースを提供し始めたが、これは一部の要求を満たすことができたに過ぎなかった。その結果、GCE 以外の資格試験を求める声はあっという間に高まり、それを受けて、この時期には、多数の職業専門団体（professional body）の実施する多種多様な資格試験が発展した³⁸。しかし、多数の生徒たちが数種の試験のための準備学習に没頭することにより、モダン・スクールのカリキュラムが試験によって支配される状況が生み出された³⁹。

以上のような背景から、当時の SSEC は1958年に R.ベロー（R. Beloe）を委員長とする諮問委員会を設置し、その勧告（1960年）に基づき1965年に CSE 試験を発足させたのである。ベロー委員会によって、①受験年齢は16歳とすること、②能力範囲上位20%までは GCE-O レベルを4科目以上受験することが予想されるが、CSE 試験においてはその次の20%が4、5科目受験し、さらにおよそ次の20%の平均的能力をもつ者がより少ない科目で受験することが想定されること、③科目別試験（subject examination）にすべきこと、④GCE-O レベルより低い水準での模倣になるのではなく、自らの個性を作り出すべきであり、科目において可能なところがあるならば実践的作業（practical work）を提供すべきであること、⑤学校の教師が試験の運営に関して主要な役割を果たさなければならないこと⁴⁰、などが示された。

以上のように、3分岐システムの中でグラマー・スクールの生徒を主な対象としたアカデミック傾向の強い試験である GCE-O レベル試験に対して、モダン・スクールやテクニカル・スクールの生徒の要求に合った試験として CSE 試験は導入されたのだが、1972年に義務教育修了年限が16歳に延長されて以降、「従来は何らの資格を取得することなく、離学していった生徒たちにとっても、最低一科目以上の CSE 取得は、労働と社会への参加をめざすうえで、客観的に不可欠のもの」⁴¹となった。

しかし、1965年以降コンプリヘンシブ・スクールが創設される中で、2元的試験制度を確立させ、生徒や教師に過重な負担と格差づけの問題を引き起こし⁴²、こうした状況において統一試験制度が要求されるようになる。この統一試験（GCSE 試験）導入の経緯については次章で詳しく述べることにする。

（2） CSE 試験の概要

本節では、『ベロー報告』における新試験制度案で述べた項目以外の CSE の概要についてみていく。また、CSE において特徴的な試験方式であるモードⅢについては次節で述べる。

① 試験科目、評価方法

CSE の試験科目には、実務研究、タイプライティング、速記など GCE に含まれていない実地的な科目も存在する。

そのため、CSE 試験においては、筆記試験だけでなく口述試験や実技試験も行なわれる。ま

た、科目によっては試験当日の成績だけでなく、中等学校第 5 学年の間に受験者が作成した作品やレポートなども含めて評価される。これらはコースワーク (coursework) と呼ばれる評価方法である。

② 成績判定

試験の成績については、グレード 1～5 と ungraded の 6 段階に分かれて評価され、グレード 1 からグレード 4 までが合格である。グレード 1 は GCE・O レベルの合格に相当するとされていた⁴³。しかし、実際は「CSE のグレード 1 でさえも GCE・O レベルのグレード C よりも格が下だというような受けとめ方をしてきた雇用者も多かった」⁴⁴。

③ 試験団体

CSE 試験は、13 の地域ごとに設けられた地域試験団体 (Regional Examining Board) によって実施される。GCE 試験団体のほとんどがその基盤を大学にしているのに対して、CSE の試験団体は地域の中等学校、地方教育当局、産業界代表者で構成されており、このうち特に中等学校教師の占める割合が非常に大きい。また、「中等学校は通常、自らの所属する地域の試験委員会が実施する試験を採用する」⁴⁵。

④ 試験方式

各モードの特徴については表 1-1 のとおりである。

CSE 導入当初の 1966 年には、全てのモードにおけるモードⅢ実施の割合は 8.9% にすぎないが、1974 年になると 21.0 パーセントとなり倍増している⁴⁶。また、1974 年の CSE 試験団体別のモードⅢ受験者率をみると、30% を越えている試験団体は 3 つあり、とくに西部ヨークシャー・リンズイー (West Yorkshire and Lindsey) 地域試験団体では 69% にまでのぼっている⁴⁷。

このように、CSE 試験においてモードⅢが普及していった理由は、CSE 試験団体が地域性の強いものであり、学校との地理的距離が近く、そのため中等学校の教師と試験団体とのコミュニケーションを密にすることができたからであった⁴⁸。

3. GCSE 試験制度

(1) GCSE 試験制度の成立過程

GCSE 導入以前の 16 歳試験として、以上に述べてきた GCE・O レベルと CSE が存在したが、それまで 3 分岐であった中等教育システムが総合制化されていくにしたがって、この 2 つの試験制度にも統一化の動きがみられるようになる。

イレブン・プラス試験の成績によってグラマー・スクール、モダン・スクール、テクニカル・スクールに選別される能力主義的な 3 分岐型中等学校制度は、「完全な中等教育をすべての者に」をスローガンとし、11 歳時の選別を廃止して地域の子ども達を共通の中等学校で教育することを求める総合制中等教育運動へと発展していった⁴⁹。そして、11 歳試験の廃止と総合制中等学校の増設を早くから主張していた「労働党政府による総合制再編の国家的政策は、『通達 10/65』の発布というかたちで開始された」⁵⁰。さらに、1976 年教育法によって、「通達 10/65

以来推進されてきた中等学校の総合制学校への再編成がほぼ完了した」のである⁵¹。

このように総合制中等学校が普及していくと同時に、元来能力範囲 20%の者を対象とした GCE-O レベルと、それより下の 40%を対象とした CSE が、今度は同じ中等学校において存在するという 2 元性をもつことになった。このような状況の中で、GCE-O レベルと CSE を統一しようとする動きが形成されていくのである。すなわち、「グラマー・スクールとモダン・スクールから成る能力主義的な中等学校制度を基盤として成立した 2 本立ての 16 歳試験制度を放置し、個別に修了的意味を与えるものとして機能させておくことは、総合制中等教育を実現していくにあたって桎梏と」なったのである⁵²。

このような総合制中等教育の実現という観点からみた、2 元的試験制度の具体的な問題点として、山村（1986）は総合制中等学校内における選別の問題をあげている⁵³。GCE-O レベルと CSE は対象とする能力範囲を異にするため、「13 歳あるいは 14 歳で、GCE-O レベルを受験するためのコース、CSE を受験するためのコース、そして、どちらの試験も目的としないコース（non-examination course）へと能力によって選別される状況が広くみられ」た⁵⁴。その上、GCE-O レベルと CSE はそれぞれ独立してシラバスが設定されていたので、学校は別々に教育課程を編成せざるを得なく、生徒の各コース間の移動を困難にしていた⁵⁵。これにより、上位（GCE-O レベル受験）のコースの生徒が能力的に劣る科目で試験を受けたり、逆に低位（CSE）のコースの生徒が能力的に優れている科目で試験受ける機会が奪われたりすることにもなるのである⁵⁶。したがって、「総合制中等教育の理念である能力による選別を否定するという観点から、このような選別体制を解消していくことが必要」⁵⁷とされたのである。

また、2 元的試験制度が生徒の学習に与える影響として、GCE-O レベル合格のボーダー・ライン上にいる生徒への過重負担があげられる。CSE のグレード 1 は、O レベルのグレード C 以上と同等のものとされているが、父母や雇用者の中には GCE-O レベルのほうが CSE よりも優位であると考える者も多く、それが O レベルの受験機会を増やそうとする圧力となり、結果的に生徒に過重な負担を強いることになるのである⁵⁸。つまり、「世間的には GCE の方が威信が高いため、ボーダー・ライン上の生徒は、両方の試験を受けることになる」のである⁵⁹。

こうした状況の中、スクールズ・カウンシルは 1970 年 7 月に 16 歳試験は統一試験であるべきだとする案を採択した。その結果、各代表からなる合同補助委員会（Joint Examinations Sub-Committee）など、16 歳試験の統合に関する検討委員会が設置された。1971 年から 1975 年にかけて各委員会は検討結果の報告を公表し、そして 1976 年に試験の統合について教育科学省に提案するに至った。そこでは、①対象は GCE 普通レベルと CSE が対象としていた能力範囲（16 歳年齢層の上位から 60%）の生徒を対象とすべきである。また、年齢制限は設けない、②試験実施方式については従来の 3 つのモードを存続させる、③制度発足後しばらくの間、評価は単一の尺度による 7 段階とし、上位 3 段階は GCE の A～C グレードに、残りの 4 段階は CSE の 2～5 グレードに対応させる。その下にグレード表記なしという段階をも設ける、④試験の管理・運営機関に対して教師統制を認め、試験団体には地域性をもたせる。ただし中等学校はどの試験団体でも選択することができるものとする、⑤全国的調整の役割はスクールズ・カウンシルが行うものとする、⑥科目別の試験とする⁶⁰ことなどが提案された。

このような提案の実現可能性を検討するために教育科学省内に設けられたのがウォッデル委員会である。同委員会は 1977 年 3 月より、教育上、経済上の諸問題を検討する 2 つの小委員会を設けて検討に入り、1978 年 6 月にその結果を『学校試験 (School Examinations)』(以下、『ウォッデル報告』とする)と題する報告書にまとめて発表した。『ウォッデル報告』では、試験団体の管理・運営機関について、単一の利害集団による統制は統一試験制度への社会的信頼を得ることができないとして、スクールズ・カウンシル提案の教師統制が否定されている点で以前の提案と異なる⁶¹。また、『ウォッデル報告』では、その後 GCSE 試験制度に採用されることになる難易度別評価の導入を提案した点で注目される。

教育科学省はその後、1978 年 10 月 23 日に白書『中等学校試験—16 歳時の統一システム (Secondary School Examinations: A Single System at 16+)』を公表し、新しい試験の名称を GCSE 試験とした。ここでの提案は、『ウォッデル報告』と基本的に同様のものであった⁶²。

その後、保守党政府によって GCSE 試験の導入が決定されるが⁶³、以上の試験制度改革案を含めて、GCSE 試験導入決定までの過程において、「労働党政府、保守党政府はともに、16 歳試験制度統合化を承認する第一の条件は、既存の水準、特に GCE-O レベルの水準を低下させないことにあるとしてきた」⁶⁴。このように、16 歳時の統一試験に関しては、旧 GCE-O レベル試験における大学入学資格としての水準を GCSE 試験においてどのように実現するかに焦点が当てられていた。

(2) GCSE 試験の概要

① 試験対象、成績判定、シラバス

すべての 16 歳年齢層を対象とした科目別試験である。

試験結果は各科目ごとに合格者が A～G の 7 段階で評定される。上位 3 グレードは旧 GCE-O レベルの A、B、C に相当するとされ、GCE 試験委員会がその水準に関して責任を負う。それに対して、グレード D から G の水準は旧 CSE の 2、3、4、5 に相当するとされ、CSE 試験委員会がその水準に責任を負う。また、優秀者向けの Distinction Certificate と Merit Certificate を設ける⁶⁵。

② 難易度別評価

GCSE では難易度別評価 (differentiated assessment) を採用している。この難易度別評価とは、「一つの教科の試験問題を受験者すべてが解答する共通部分と、難・易どちらかの試験問題を選択する難易度の異なる選択部分より構成するような」評価方式⁶⁶のことであり、その目的は「幅広い能力範囲にまたがる生徒を対象として、各生徒の能力を測る」⁶⁷こと、また「よくできる者にもあまりできない者にも動機づけを促すことにあるといわれている」⁶⁸。

③ 試験団体、中等試験審議会

試験は GCE 試験委員会と CSE 試験委員会から構成される 5 つの団体 (イングランドに 4 団体、ウェールズに 1 団体) により管理・運営され、試験団体は、評価やシラバスに含むべき内容の基準などに関する「全国基準」の範囲内で、それぞれの試験のシラバスを作成し、問題の作成、試験の実施、採点、資格の付与を行う。

全国的な調整やシラバスの承認などについては、中等試験審議会 (Secondary Examinations Council、以下 SEC とする) が行う。

④ 試験方式

試験のモード (試験方式) については、GCE-O レベルと CSE のところで説明したとおりである。

⑤ コースワーク評価

新しく導入された GCSE 試験では、旧 CSE 試験における評価方法であったコースワーク評価が採用された。コースワーク評価は、学年末に行われる筆記試験ではなく、それ以前の第 4 第 5 学年における生徒の学習活動を評価しようとするものである。コースワークの配点はシラバスによって異なるが、通常全体の 20% から 40% 程度課される⁶⁹。この点数が、筆記試験の成績と合わせて評価され、最終的な成績評価が行われるのである。

おわりに

以上にみてきた 16 歳試験制度改革において主な争点となったのは、①試験の役割 (大学入学などのための選抜試験なのか、一般教育の修了を意味するものなのか)、②試験が評価対象とする能力であった。

①に関しては、スクール・サーティフィケートにおいてそうであったように、その後の GCE-O レベル試験においても大学入学資格としての役割が付され、そのため競争試験化した。そしてその後導入された CSE 試験は、評価の平等が主張されたが実質的には GCE-O レベル試験に比べて価値の低いものとして位置づけられていた。②に関しては、戦後の 3 分岐システムにおけるグラマー・スクールにおいてはアカデミックな学習が重視され、筆記試験を主体とする GCE-O レベル試験が実施され、またモダン・スクールにおいては実際の学習が重視され、コースワーク評価を重視する CSE 試験が実施された。

このような背景から、新しく導入された GCSE 試験制度は、①に関して、導入に際して水準の維持が重視されたことから、選抜試験としての様相を強く担うものとして捉えることができる。しかし、②に関して、16 歳試験制度において新しい側面が見受けられる。すなわち、GCSE 試験制度は選抜試験としての従来のスクール・サーティフィケート試験や GCE-O レベル試験と同様のアカデミックな要素をもっているのだが、それとともにコースワーク評価が重視されたことにより、実際的な能力が重視されたことである。これにより、GCE-O レベル試験と CSE 試験の実質的な統合が目指されたと考えられる。

しかし、GCSE 試験におけるコースワーク評価は 90 年代に入り、その比重を制限されることとなる。このような 90 年代以降の 16 歳試験制度改革については、機会を改めて論述する。

[註]

¹ イングランドとウェールズを指す。

² 山村滋「イギリス教育経営における試験制度の意義—中等学校試験管理制度における教師の位置づけの観点から」『日本教育経営学会紀要』23 号、1981 年、89 頁。

³ Board of Education, *Curriculum and Examinations in Secondary Schools: Report of the Committee of the Secondary School Examinations Council appointed by the President of*

the Board of Education in 1941 (Norwood Report), HMSO, 1943, p. 1.

⁴ *Norwood Report*, p. 2.

⁵ *ibid.*, p. 3.

⁶ *ibid.*, p. 3.

⁷ 括弧内の訳は、荒木、前掲書から引用した。

⁸ *Norwood Report*, p. 14.

⁹ 山村滋「スクール・サーティフィケートにおける中等教育『修了』の意味—スクール・サーティフィケート成立時までに限定して—」『京都大学教育学部紀要』34、1988年、238-239頁。

¹⁰ 荒木廣「ノーウッド報告と中等学校試験制度改革」『聖心女子大学論叢』58集、1981年、82-83頁。

¹¹ 同書、84頁。

¹² *Norwood Report*, p. 140. 校内試験化に関する詳細な理由については、荒木、前掲書、89頁を参照されたい。

¹³ *Norwood Report*, p. 48.

¹⁴ Ministry of Education, *Examinations in Secondary Schools: Report of the SSEC (First Report of the SSEC)*, HMSO, 1947, para. 6, 10 & 16.

¹⁵ *ibid.*, para. 17.

¹⁶ *ibid.*, para. 21(a).

¹⁷ 科目別に受験することができ、科目別に可否の判定がなされるものである。

¹⁸ 校内試験ではなく、校外試験が教育省の試験制度改革案に盛り込まれた背景については、荒木、前掲書、106-107頁に詳しい。

¹⁹ 同書、109-110頁。

²⁰ 同書、116と118頁。

²¹ 後に、16歳未満の者でも受験可能となる。

²² 当時の義務教育年限は15歳であった。

²³ 山村（1981）、前掲書、90頁。

²⁴ 黒木清次「日英試験制度改革の比較考察—中等教育における選抜理念を中心に」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』別冊4、1996年、74頁。

²⁵ 竹内洋『パブリック・スクール（英国式受験とエリート）』、講談社現代新書、1993年、38頁。

²⁶ 山村滋「イギリスの普通教育修了証書（GCE）試験における教員関与」『教育行財政研究』11号、1984年、159頁。

²⁷ 同書、159頁。

²⁸ 小澤周三「イギリスの入試制度」『教育学研究』第42巻、第4号、1975年、34頁。

²⁹ 山村（1984）、前掲書、166頁。

³⁰ 多様化している試験制度を調整するため1964年に設置された、カリキュラムと試験に関する学校審議会（Schools Council for Curriculum and Examination）のことで、その前身はSSECである。

³¹ 細金恒男「進学資格試験制度（イギリス中等教育の動向）」『国民教育』52、1982年、137頁。

³² 山村（1981）、前掲書、91頁。山村（1984）、前掲書、158頁。

³³ Schools Council, *Mode III examinations in the CSE and GCE (Examinations Bulletin 34)*, Evans/Methuen Educational, 1976, p. 106 には、1973年度と1974年度のモード別GCE-Oレベル受験者数が記載されている。

³⁴ 山村（1984）、前掲書、162頁。

³⁵ 細金恒男「イギリス中等学校における資格試験制度—GCSE試験を中心に」『フィロソフィア』70号、1982年、290頁。

³⁶ 文部省調査局調査課編『イギリスとフランスの試験制度：中等教育修了資格試験』、文部省調査局、1965年、39頁。

- 37 岩橋法雄「イギリスにおけるベイカー教育改革法のねらいと GCSE 試験制度について」『九州教育学会研究紀要』、1989 年、128 頁。
- 38 細金、注 37 の文献、283 頁。
- 39 同書、283 頁。
- 40 Ministry of Education, *Secondary School Examinations other than the G.C.E.: Report of a Committee Appointed by the Secondary School Examinations Council in July (Beloe Report)*, HMSO, 1960, pp. 31-34
- 41 細金、注 37 の文献、285-286 頁。
- 42 岩橋、前掲書、128 頁。
- 43 Secondary School Examinations Council, *The Certificate of Secondary Education: some suggestions for teachers and examiners (Examinations Bulletin 1)*, HMSO, 1963, p. 9.
- 44 山村滋「イギリスの 16 歳試験制度改革」『教育行財政研究』13 号、1986 年、131 頁。
- 45 細金、注 31 の文献、137 頁。
- 46 Schools Council, op. cit., p. 10.
- 47 ibid., p. 11 Table 2.
- 48 小澤周三「イギリスにおける中等教育の大衆化と試験制度改革案」『火曜研究会報告』5、1979 年、40 頁。
- 49 山村 (1986)、前掲書、125-126 頁。
- 50 望田研吾『現代イギリス中等教育改革の研究』九州大学出版会、1996 年、132 頁。
- 51 前田耕司「イギリスにおける総合制再編の展開と選抜政策の最近の動向」『教育制度研究』15 号、1982 年、58 頁。
- 52 山村 (1986)、前掲書、128 頁。
- 53 同書、128-129 頁。
- 54 Pedley, R., *The Comprehensive School (third edition)*, Penguin Books, 1978, p. 105. Hargreaves, D. H., *The Challenge for the Comprehensive School*, Routledge and Kegan Paul, 1982, p. 67. 括弧内の文章は山村 (1986)、前掲書、128 頁から引用。
- 55 National Union of Teachers, *Examining at 16+: The case for common system*, NUT, 1978.11, pp. 2-3. 山村 (1986)、前掲書、128 頁。
- 56 細金、注 31 の文献、144 頁。
- 57 山村 (1986)、前掲書、128 頁。
- 58 細金、前掲書、144-145 頁。
- 59 小澤 (1979)、前掲書、38 頁。
- 60 同書、38-39 頁。山村 (1986)、前掲書、129 頁。Department of Education and Science, *School Examinations (Waddell Report) part I*, HMSO, 1978, Appendix D.
- 61 山村 (1981)、前掲書、94 頁。Waddell Report, p. 24.
- 62 山村 (1981)、前掲書、94 頁。
- 63 1988 年に第一回の GCSE が実施されることが決定され、各中等学校において、GCSE 試験コースが 1986 年から開始された。
- 64 山村 (1986)、前掲書、130 頁。
- 65 いくつかの所定の教科において優秀な成績を修めた者に発行される。
- 66 Department of Education and Science & Welsh Office, *The National Criteria*, HMSO, 1985. の Techniques of Assessment の項参照。括弧内の文章は、山村 (1986)、前掲書、131 頁より引用した。
- 67 Department of Education and Science & Welsh Office, op. cit., pp. 10-12. 括弧内の文章は、山村 (1986)、前掲書、131 頁より引用した。
- 68 楠井裕茂「現代イギリスの試験制度について (その 2)」『神戸大学大学院教育学研究科教育課程論・計画論研究室研究論業』2、1994 年、6 頁。
- 69 Department of Education and Science & Welsh Office, op. cit., Techniques Assessment の項を参照。

A Study about the Formation of GCSE Examination in England and Wales

Naohiro IIDA

In 1986, with the introduction of GCSE, GCE-O Level and CSE were unified. GCE-O level was introduced in 1951 and targeted at grammar school students in tripartite system of secondary school, while CSE was created for modern school students in 1964. After 1965, in which Labor Government started comprehensive schools in place of grammar, technical and modern schools, with the development of comprehensive schools, those examinations were to coexist in them. This means that in one comprehensive school there were many courses which were created for GCE-O level and CSE. As a result of this situation, Schools Council decided to unify these two coexisting examinations.

This paper demonstrates the political, social and institutional background of the introduction of GCSE and institutional changes of 16-plus examinations in terms of targeted ability-range of students, subject, assessment, examination body, etc. As a result, this paper found out that there have been two kinds of main issues in the reform of secondary school examinations. Firstly, it is related to examination roles as certificate of university entrance or general education. Secondly, it is related to knowledge and skills which examinations assess.

In relation to the former characteristic, as School Certificate, GCE-O level was highly estimated as certificate for university entrance, but CSE was 'the second best' despite of parity of esteem. And in relation to the latter, in tripartite system of secondary education, grammar schools provided academic learning and applied GCE-O level which utilize written test as its assessment, while modern schools did practical learning and CSE which placed emphasis on coursework assessment.

Given these two characteristics of 16-plus examinations reform, newly introduced GCSE could be understood as selective examination because of the government emphasis of maintaining traditional academic level of 16-plus examinations. In addition to this, GCSE is 'new' type of examination in terms of adopting coursework assessment and unifying academic and practical learning. In other words, although GCSE has some academic aspects as well as School Certificate and GCE-O level, it also emphasized practical learning, continuous assessment and teacher control, which were characteristics of CSE with its coursework assessment.